

事 務 連 絡  
令和 5 年 1 1 月 2 0 日

事 業 主 様

東京都千代田区三番町 1 4 番地 4  
東京トラック事業健康保険組合

## 『「年収の壁・支援強化パッケージ」における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱い』について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、組合運営事業にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、先般、厚生労働省から発出されました保険課長通知「年収の壁・支援強化パッケージ(保発 0 9 2 9 第 7 号)」が決定されたことを受け、

- ・社会保険適用促進手当の標準報酬算定外
- ・事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

を実施することとし、その具体的な取扱いが、令和 5 年 1 0 月 2 0 日付け(保保発 1 0 2 0 第 3 号)にて示されましたので、健保事務担当者及び被保険者の方々へご周知方よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### ◎社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外について

「社会保険適用促進手当」とは、社会保険の適用を促進するため、労働者が社会保険に加入するにあたり、事業主が労働者の保険料負担を軽減するためにするもので、社会保険適用に伴い新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として、保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しないこととします。

今回の措置は、令和 5 年(2 0 2 3 年) 1 0 月以降に新たに社会保険の資格を取得した被保険者であって、標準報酬月額が 1 0 4, 0 0 0 円以下の者が対象となります。

また、事業所内での労働者間の公平性を考慮し、事業主が同一事業所内で同じ条件で働く、既に社会保険が適用されている他の労働者にも同水準の手当を特例的に支給する場合には、同様に、保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しない措置の対象となります。

この制度については、当面の措置としてまず導入するものであり、制度の見直しについては令和 7 年(2 0 2 5 年)に予定しています。

## ◎事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて

今回の特例な措置により、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動によって、直近の収入に基づく年収の見込みが130万円以上(月収：108,334円以上)、60歳以上及び障害者である場合には180万円以上(月収：150,000円以上)となる場合は、扶養者認定及び被扶養者資格再認定における被扶養者の収入要件に関し「一時的な収入変動」と認められる場合は、引き続き被扶養者となることを可能とします。

一時的な収入増加の要因としては、主に時間外勤務(残業)手当や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定され、一時的な収入変動に該当する主なケースとしては、

- ・当該事業所の他の従業員が退職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
- ・当該事業所の他の従業員が休職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
- ・当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加したケース
- ・突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加したケース

などが想定されます。

一方で、基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入増加とは認められません。

「一時的な収入変動」に該当されるかどうかは、下記の①～③の提出をいただき、総合的に判断をします。

- ① 被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明
- ② 雇用契約書写し
- ③ 人手不足による労働時間延長等が行われた期間の給与明細書写し

また、この制度については、当面の措置としてまず導入するものであり、制度の見直しについては令和7年(2025年)に予定しています。

※今回の措置(事業主の証明による被扶養者認定の円滑化)については、厚生労働省保険課長から発出された令和5年10月20日以降の被扶養者認定及び被扶養者の収入確認において適用します。

お問い合わせ先  
東京トラック事業健康保険組合 適用課  
03-3264-2366 (直通)

事 務 連 絡  
令和 5年11月20日

社会保険労務士 様

東京都千代田区三番町14番地4  
東京トラック事業健康保険組合

## 『「年収の壁・支援強化パッケージ」における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱い』について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、組合運営事業にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、先般、厚生労働省から発出されました保険課長通知「年収の壁・支援強化パッケージ(保発0929第7号)」が決定されたことを受け、

- ・社会保険適用促進手当の標準報酬算定外
- ・事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

を実施することとし、その具体的な取扱いが、令和5年10月20日付け(保保発1020第3号)にて示されましたので、健保事務担当者及び被保険者の方々へご周知方よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### ◎社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外について

「社会保険適用促進手当」とは、社会保険の適用を促進するため、労働者が社会保険に加入するにあたり、事業主が労働者の保険料負担を軽減するためにするもので、社会保険適用に伴い新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として、保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しないこととします。

今回の措置は、令和5年(2023年)10月以降に新たに社会保険の資格を取得した被保険者であって、標準報酬月額が104,000円以下の者が対象となります。

また、事業所内での労働者間の公平性を考慮し、事業主が同一事業所内で同じ条件で働く、既に社会保険が適用されている他の労働者にも同水準の手当を特例的に支給する場合には、同様に、保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しない措置の対象となります。

この制度については、当面の措置としてまず導入するものであり、制度の見直しについては令和7年(2025年)に予定しています。

## ◎事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて

今回の特例な措置により、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動によって、直近の収入に基づく年収の見込みが130万円以上(月収：108,334円以上)、60歳以上及び障害者である場合には180万円以上(月収：150,000円以上)となる場合は、扶養者認定及び被扶養者資格再認定における被扶養者の収入要件に関し「一時的な収入変動」と認められる場合は、引き続き被扶養者となることを可能とします。

一時的な収入増加の要因としては、主に時間外勤務(残業)手当や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定され、一時的な収入変動に該当する主なケースとしては、

- ・当該事業所の他の従業員が退職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
- ・当該事業所の他の従業員が休職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
- ・当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加したケース
- ・突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加したケース

などが想定されます。

一方で、基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入増加とは認められません。

「一時的な収入変動」に該当されるかどうかは、下記の①～③の提出をいただき、総合的に判断をします。

- ① 被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明
- ② 雇用契約書写し
- ③ 人手不足による労働時間延長等が行われた期間の給与明細書写し

また、この制度については、当面の措置としてまず導入するものであり、制度の見直しについては令和7年(2025年)に予定しています。

※今回の措置(事業主の証明による被扶養者認定の円滑化)については、厚生労働省保険課長から発出された令和5年10月20日以降の被扶養者認定及び被扶養者の収入確認において適用します。

お問い合わせ先  
東京トラック事業健康保険組合 適用課  
03-3264-2366 (直通)